

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部 局 名	保健福祉部
	課 名	健康増進センター
	係 名	健康増進係
	記 入 者	
	電話(内線)	32-7890

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続		(2) 事務事業 の名称				食育推進事業				(3) 事業の 優先度		B				
(4) 総合計画での位置づけ							(6) 事業主体			市							
① 事業の区分	主要事業						(7) 予算・ 財源等 の種別	事業の性質	一般事業費(ソフト事業)								
② 施策コード	11101		(総合計画掲載ページ 49 ページ)					会計区分	一般会計								
基本目標(政策)	1ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)							財源区分	市単独								
基本施策	1-1健康で安心して暮らせる保健福祉の充実(健康・医療)							予算科目	款 4		項 1		目 4				
施策	①健康づくりの推進							予算書上の	保健事業事務経費								
施策内容	1健康づくり活動の推進							事業名称	(予算書 102 ページに掲載)								
(5) 事業期間								(8) 事務分類			自治事務						
開始		平成		17		年	4		月から								
終了						年			月まで (				力年)	根拠法令		食育基本法	

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	市民	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)	地域、各種関係団体等と協働し、市民が健全な食生活を実践できることを目指す。
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	食育の普及啓発 ・食育推進委員会の開催 庁内の食育関係課の連絡・調整機関(講演会・ポスター展示等) ・食育講演会 食育に関する講演会を開催し、知識の普及を図る。 ・食育推進啓発ポスター募集・展示 市内小・中学生から作品を募集し、展示する。 ・食育レシピの掲載 広報結城に年5回、レシピを掲載。	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)	食育基本法に基づき平成26年3月に策定した「結城市食育推進計画」に基づいて実施
(5) 事業をとりまく環境の変化 (社会環境、市民ニーズ等) や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応	平成27年度に国・県ともに食育基本計画(第三次計画)を策定した。		

3. 事業コスト

行政評価		実績内容の評価		検討・改善		検討・改善内容を反映					
実施計画											
● 予算内訳		実績額（千円）		当初予算額（千円）		計画額・見込額（千円）					
事業内容		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		31 年度	
(1) 事務事業費の コスト	事業費	報償費		151 123							
		需用費		10 10							
		使用料及び賃借料		0 26							
	合計		161 159								
	財源	国庫支出金 (千円)									
		県支出金 (千円)									
		地方債 (千円)									
		その他特定財源 (千円)									
		一般財源 (千円)		161 159							
		合計 (千円)		161 159							
補助・起債制度名											

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）									
指標の名称				単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）									
指標名	食育推進委員会招集回数	目標値	回		3	3	3	3	
		実績(見込)値		5	4				
	食育講演会の開催	目標値	回		1	1	1	1	
		実績(見込)値		1	1				
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）									
指標名	食育に関心のある人の割合	目標値	%		85	86	88	90	
		実績(見込)値		84	85	86	88	90	
		達成率		93.6 %	94.4 %				
	食育講演会参加者数	目標値	人		50	100	1,500	100	
		実績(見込)値		1,683	50	100	1,500	100	
		達成率		1,683.0 %	50.0 %				
5. 事業評価									
(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。									
(2) 項目別評価									
評価項目・客観的評価				理由					
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	すべての世代に正しい食の普及・啓発が必要である。					
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	食育推進の実施主体は市町村と定められている。					
	手段の妥当性	A	妥当である	現在のやり方が一般的である。					
効率性	コスト効率 人員効率	B	どちらとも言えない	コストは効率は高いが、事業全体でみるとどちらともいえない。					
公平性	受益者の偏り	B	どちらとも言えない	講演会は対象世代を絞って講話のテーマを決めた方が効果的と思われる。					
有効性	成果の向上	B	どちらとも言えない	講演会受講後、食に関心を持てたという声が聴かれた。					
進捗度	事業の進捗	A	順調である	ポスター応募作品数の増等、食育が普及されてきていると感じる。					
(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。									
全ての世代に食育は必要であるが、その効果は目に見えるものではない。									
(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？									
食育講演会の対象者は計画的に年齢設定し、すべての世代に食育を啓発する。									
6. 事業の方向性判断									
評価主体		28年度以降の事業の方向性			評価理由・根拠				
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う		改善・改革しながら継続（成果向上・コスト維持又はコスト削減、成果維持・コスト維持又はコスト削減）			注）記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。				
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う		改善・改革しながら継続（成果向上・コスト維持又はコスト削減、成果維持・コスト維持又はコスト削減）			食育推進計画に基づいた施策を推進するため、計画の進捗を把握して評価を実施し、課題解決に向けた食育事業を展開していく。				
(3) 最終評価 企画調整会議において評価を行う					上記評価のとおり。				